

卸売市場法の一部を改正する法律案要綱

第一 卸売市場整備基本方針の記載事項に係る改正

- 一 卸売市場の施設（生鮮食料品等（花き等を除く。以下同じ。）の取引及び荷さばきに必要な施設に限る。以下同じ。）における生鮮食料品等の安全性の確保に関する開設者（卸売市場を開設し、又は開設しようとする者をいう。以下同じ。）と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換の促進に関する基本的な事項を卸売市場整備基本方針の記載事項とすること。

（第四条第二項第五号関係）

- 二 一の事項には、卸売市場の施設、その立地又は卸売市場の施設における生鮮食料品等の品質管理について、これに関し適用される法令の規定として政令で定めるものへの適合の状況に関し開設者が行う情報の公表の促進に関する事項が含まれていなければならないこと。

（第四条第四項関係）

第二 都道府県卸売市場整備計画の記載事項に係る改正

- 卸売市場の施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する開設者と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換の促進に関する事項を都道府県卸売市場整備計画の記載事項とすること。

（第六条第二項第四号関係）

第三 中央卸売市場の業務規程の記載事項に係る改正

- 一 中央卸売市場の施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する一般消費者及び関係事業者との情報の共有及び意見の交換に関する措置に関する事項を中央卸売市場の業務規程の記載事項とすること。

(第九条第二項第九号関係)

- 二 一の事項には、中央卸売市場の施設、その立地又は中央卸売市場の施設における生鮮食料品等の品質管理について、これに関し適用される条例が定められているときは、当該条例への適合の状況に関する情報の公表に関する事項を定めることができること。

(第九条第三項関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う経過措置を整備すること。
- (附則第二条から第五条まで関係)
- 三 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の卸売市場法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (附則第六条関係)
- 四 その他所要の規定を整備すること。